

第171号議案 長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 風致地区の概要	2
2 条例改正の概要	2
3 条例改正の内容	3
4 施行日	3
5 風致地区位置図	4
6 新旧対照表	5

まちづくり部  
令和5年12月

## 1 風致地区制度の概要

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定される地域地区である。都市の風致とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について指定するものである。

風致地区内における建築物の建築、樹木の伐採等の行為については条例による一定の規制により、風致の維持・保全を図っている。

## 2 条例改正の概要

### (1) 改正する条例

長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「条例」という。）

### (2) 改正の理由

近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加するなどとした、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係条文の整理が必要となったもの。

### 3 条例改正の内容

風致地区内で建築物の建築等の行為を行う場合は市長の許可を得ること、もしくは市長に協議することが条例に定められているが、条例第3条に、これら規定の適用除外となる行為が定められている。今回、その行為のひとつである漁港漁場整備法に定める行為について法律名が変更となったことに伴い、条例を改正するもの。

改正前：条例第3条第22号 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港の管理に係る行為

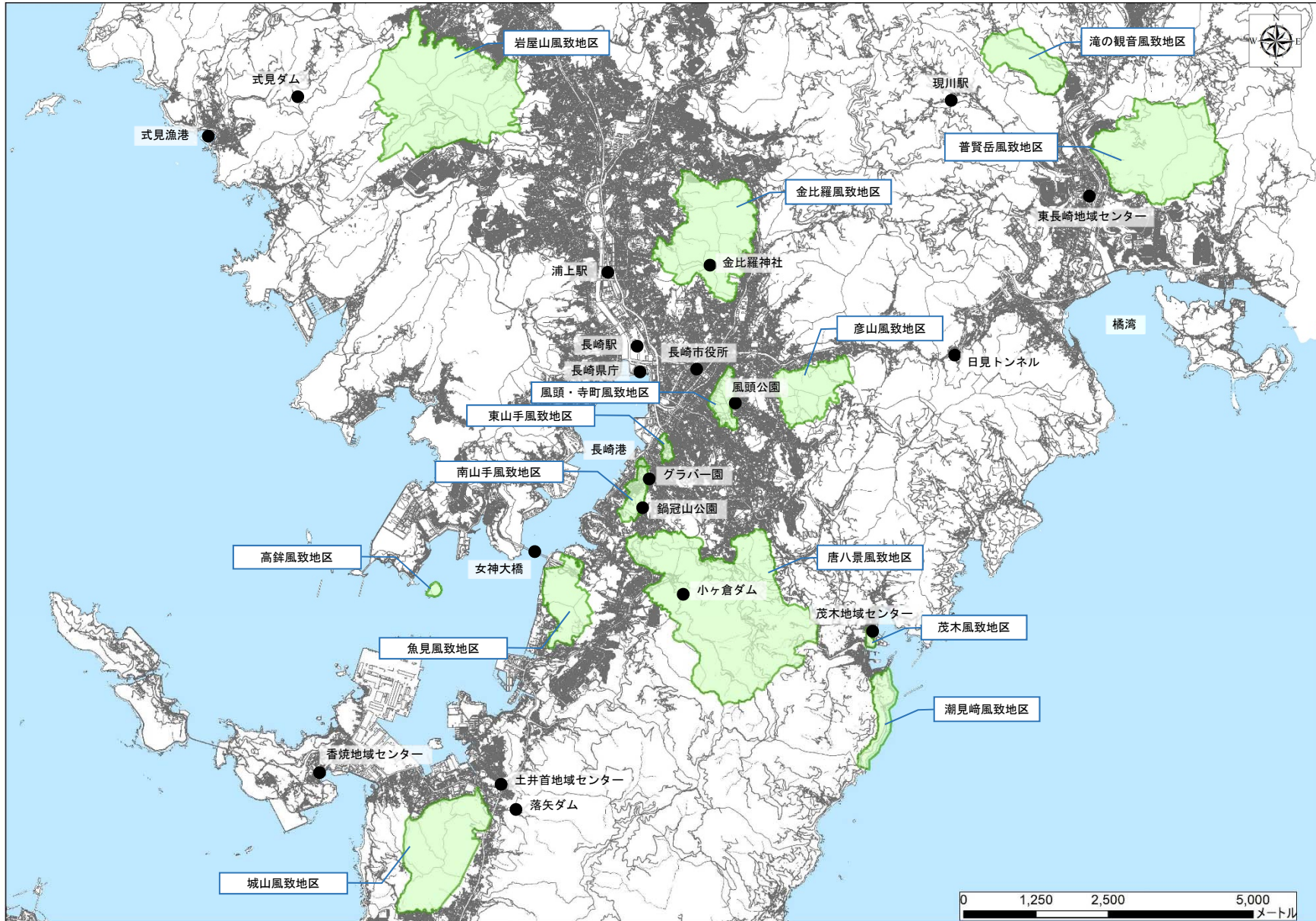
改正後：条例第3条第22号 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港の管理に係る行為

### 4 施行日

令和6年4月1日

※ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行日と同日

## 5 風致地区位置図



## 6 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>○長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例  平成 15 年 12 月 26 日  条例第 41 号  改正 平成 17 年 3 月 31 日条例第 12 号  平成 26 年 12 月 19 日条例第 55 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 [略]  （適用除外）</p> <p>第 3 条 次に掲げる行為については前条第 1 号の許可を受け、又は同条第 4 項の協議をすることを要しない。この場合、これらの行為をしようとする者は、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) ～(21) [略]</p> <p>(22) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港の管理に係る行為</p> <p>(23)～(34) [略]</p> <p>第 4 条～第 11 条 [略]</p>	<p>○長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例  平成 15 年 12 月 26 日  条例第 41 号  改正 平成 17 年 3 月 31 日条例第 12 号  平成 26 年 12 月 19 日条例第 55 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 [略]  （適用除外）</p> <p>第 3 条 次に掲げる行為については前条第 1 号の許可を受け、又は同条第 4 項の協議をすることを要しない。この場合、これらの行為をしようとする者は、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) ～(21) [略]</p> <p>(22) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港の管理に係る行為</p> <p>(23)～(34) [略]</p> <p>第 4 条～第 11 条 [略]</p>